

平成 25 年 10 月 1 日

各位

専門医制度委員会
委員長 松田義雄
副委員長 楠田 聡

専門医広告及び今後の方針について

拝啓

平素より専門医制度につきご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

すでにご存知とは存じますが、2013 年度中に「日本専門医機構(仮称)」が設立され、その機構の下で新たな専門医制度がスタートすることになります。

そこで、専門医制度委員会として行ってきた広告できる専門医の名称についての取り組みの経緯及び今後の学会としての方針につきご報告いたします。

I. 専門医広告について

専門医広告については、周産期(新生児)専門医は、2009 年 7 月 23 日に広告できる専門医として承認されておりますが、2009 年 12 月 1 日に申請いたしました、周産期(母体・胎児)専門医につきましては、未だ承認されておられません。専門医制度委員会では、関連機関に積極的に働きかけるとともに理事会での討議も重ねてまいりました。

しかしながら、2008 年に日本専門医認定機構から日本専門医制評価・認定機構に組織編成が行われてからは、広告できる専門医については精神科専門医を除き承認されておらず、日本専門医機構(仮称)の設立以降でなければ、新たに専門医広告につき承認されることはありません(別添 1 参照)。

別添 1 にも記載いたしました、2012 年 6 月 15 日に行われた日本専門医制評価・認定機構とのヒアリング結果を受けて、専門医制度委員会として下記の対応を行ってまいりました。

1. 専門医の名称を「周産期専門医」とする基準該当届の提出
2. 基本学会から日本小児外科学会を外し、日本産科婦人科学会と日本小児科学会の二学会とする(日本小外科学会は Subspecialty の学会であり、本学会と同じレベルに位置づけられているため)
3. 周産期専門医試験問題の共通部分の増大

なお、基本学会である日本産科婦人科学会及び日本小児科学会の Subspecialty 領域専門医制度として承認されたことにより、2013 年 7 月 1 日付けで、日本専門医制評価・認定機構から、当学会の専門医制度が承認されております(別添 2 参照)。

ただし、この認定は当学会の「専門医制度」の認定であり、広告可能な専門医名称の承認とは無関係です。

今後は、日本専門医機構(仮称)及び厚労省に対して、広告可能な専門医名称として「周産期専門医」の承認を得ることができるよう専門医制度委員会及び学会として働きかけを強化するとともに、学会 HP において経過をご報告いたします。

母体・胎児領域の専門医広告につきましては、「周産期専門医」が承認されるまで、下記のような表記をお願いいたします。

- 1) 周産期専門医・産婦人科専門医
- 2) 日本周産期・新生児医学会認定 周産期専門医
日本産科婦人科学会認定 産婦人科専門医

※上記の逆順の表記でも可

なお、「周産期専門医」が広告可能な専門医名称として承認された時の広告の表記につきましては、改めてご報告いたします。

II. 今後の取り組みについて

日本専門医機構(仮称)の設立に向けて、日本専門医制評価・認定機構では、「専門医制度整備指針(第4版)」及び「専門医制度研修プログラム整備指針」を提示するなど、新たな専門医制度の発足に向けて始動しております。

機構による新たな専門医制度の骨子は、「研修プログラムに基づいた育成体系の確立」です。基本学会は 2017 年から新たな専門医制度に基づく研修が開始され、Subspecialty 領域は 2020 年からの適応となります。

そこで、今後、専門医制度委員会として、下記の対応を行ってまいります。

1. 専門医規定改訂ワーキンググループによる暫定措置適応期間決定
本制度移行をスムーズに行うため暫定措置規定を中心とした改訂を審議
2. 研修カリキュラムの改訂
基本学会との共通部分、本学会における新生児領域と母体・胎児領域の研修カリキュラムの共通部分の作成と見直し
3. 学会の標準研修プログラムの提示
研修プログラムについて、日本専門医制評価・認定機構は下記のように規定している。「研修プログラム制とは、決められたカリキュラムのもとで到達目標が計画性をもって達成できるよう、基幹研修施設が中核となり研修施設群を形成して研修プログラムが構築され、その研修プログラムに基づいて、専攻医を募集し、必要十分な研修実績を担保し、専門医資格取得までの全過程を教育的に支援する仕組みである。」
2020 年に Subspecialty 領域の専門医制度が開始される。専門医制度委員会では標準となる研修プログラムを作成し、当学会の認定する基幹認定施設に、その施設独自の研修プログラムの作成を依頼

4. 周産期専門医制度規定の改訂

日本専門医機構(仮称)の提示する新たな専門医研修について齟齬を来さないよう、研修施設、指導医、専門医受験資格等を検討

5. 情報の提供及び専門医制度への要望について

学術集会や学会 HP、メール配信を利用した情報提供と、専攻医・専門医・指導医の要望についての対応

当学会の専門医制度の充実を図るため、専門医制度委員会では今後も関連機関との連携及び強化を図ってまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

専門医広告に関する経緯

【別添1】

2002年4月1日	厚生労働大臣告示による専門医広告が可能となる
2008年2月29日	厚生労働省に周産期（新生児）専門医の基準該当届を提出
2008年3月25日	日本専門医認定機構から、日本専門医制評価・認定機構に移行
2009年7月23日	日本周産期・新生児医学会周産期（新生児）専門医の広告が承認される
2009年12月1日	厚生労働省に周産期（母体・胎児）専門医の基準該当届を提出
2012年6月15日	<p>日本専門医制評価・認定機構ヒアリング 学会側：楠田 聡、岩下光利 機構側：千田彰一、渡辺 毅 機構側意見</p> <p>①日本小児外科学会の小児外科専門医が日本周産期・新生児医学会の専門医を取得するのは3階建てになるので、好ましくない。改善が必要。 ②1学会で認める専門医なので、母体・胎児の専門医と新生児の専門医の認定試験は、共通部分が50%程度必要と考える （これに対しては、分野が大きく異なるので20～30%が限度であると反論）。 ③本年7～8月に厚労省で審議中の将来の専門医制度の在り方についての方向性が決まるので、その後はこの方針にしたがって機構も活動する。 ④今後の専門医制度の方向性が確定するまで、<u>新たな広告可能な専門医は認めない</u>。将来的には廃止を機構としては希望している。 ⑤広告可能な専門医の呼称の変更については、機構として明確な反対理由はないであろう。</p>
2012年10月23日	2012年10月23日付けで「2階建て部分として構築するSubspecialty領域専門医制度構築許可の願い書」を日本小児科学会に送付
2012年11月26日	<p>日本専門医制評価・認定機構のヒアリング結果を受けて、平成24年度第1回専門医合同委員会において、専門医の名称を「周産期専門医」とすることが承認されたため、平成24年度第1回通信理事会において理事会承認を得る。 厚生労働省に専門性資格認定団体に係る基準該当届を提出 専門医の名称「周産期専門医」</p>
2012年2月27日	日本産科婦人科学会が、Subspecialty領域専門医として承認
2013年2月22日	日本小児科学会が、Subspecialty領域専門医として承認
2013年6月17日	<p>2013年6月17日開催の日本専門医制評価・認定機構の理事会において周産期専門医制度認定 （認定期間：平成25年度7月1日～平成28年度6月30日）</p>
2013年度中	<p>日本専門医機構（仮称）設立予定 日本専門医機構（仮称）により、新たな専門医制度が運営されることになる。 日本専門医機構（仮称）が実際に活動するまでは、<u>新たな専門医広告が承認されることはない。</u></p>

認定証

一般社団法人日本周産期新生児医学会殿

貴学会の専門医制度は本機構の
専門医制度整備指針の基準に
沿ったものと評価されました
よって左記期間周産期専門医
制度として認定いたします

認定期間

平成二十五年七月一日

～平成二十八年六月三十日

平成二十五年七月一日

社団法人日本専門医制評価認定機構

理事長 池田康夫

